

(第69号議案)

中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取及び配慮が民間事業者に対して義務付けられ、国家公務員においても同様の制度改正がなされた。これらを踏まえ、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮について規定する。

2 改正の内容

(1) 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向聴取及び配慮

本人又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の妊娠・出産等を申し出た職員に対して、育児休業制度の情報提供等に併せて次に掲げる措置を講じる。

ア 出生時両立支援制度等に関する情報の提供（休暇・給付制度など）

イ 出生時両立支援制度等の利用に係る意向確認（面談、書面交付など）

ウ 仕事と家庭との両立の支障となる事情の改善に資する事項（始業・終業時刻、勤務場所、業務量調整など）に係る当該職員の意向確認

エ ウにより意向を確認した事項への配慮

(2) 3歳に満たない子を養育する職員に対する意向聴取及び配慮

3歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内（子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間を予定）に、次に掲げる措置を講じる。

ア 育児期両立支援制度等に関する情報の提供（休暇制度など）

イ 育児期両立支援制度等の利用に係る意向確認（面談、書面交付など）

ウ 仕事と家庭との両立の支障となる事情の改善に資する事項（始業・終業時刻、勤務場所、業務量調整など）に係る当該職員の意向確認

エ ウにより意向を確認した事項への配慮

3 施行期日

令和7年10月1日。

3歳に満たない子を養育する職員に対する意向聴取については、公布の日から行えるようにする。

4 新旧対照表

別紙のとおり

【第1条関係】中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第16条の3 (略)</p> <p>第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</u></p> <p>第16条の6 任命権者は、中野区職員の育児休業等に関する条例（平成4年中野区条例第1号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>中野区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置</p>	<p>第1条～第16条の3 (略)</p> <p>第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条の5 (略)</p>

<p><u>を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>第17条～第20条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第17条～第20条（略）</p> <p>附則（略）</p>
--	----------------------------------

【第2条関係】中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第18条の3（略）</p> <p>第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第18条の5（略）</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</u></p> <p>第18条の6 教育委員会は、<u>中野区職員の育児休業等に関する条例（平成4年中野区条例第1号）</u>第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、<u>同項の規定による申出をした職員（以下この項にお</u></p>	<p>第1条～第18条の3（略）</p> <p>第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第18条の5（略）</p>

いて「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 中野区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第19条～第22条（略）

第19条～第22条（略）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、施行日前においても、第1条の規定による改正後の中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 中野区教育委員会は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。